平成２７年第４回
上小阿仁村議会定例会

会　議　録

平成２７年　６月１６日（開会）

平成２７年　６月１８日（閉会）

平成27年第4回上小阿仁村議会定例会会議録（第1号）

○招集（開会）年月日　　平成27年6月16日

○招　集　場　所　　上小阿仁村議会議場

○開催年月日（時間）　　平成27年6月16日（10時00分）

○出　席　議　員

1番	伊藤秀明君	2番	伊藤敏夫君
3番	北林義高君	4番	佐藤真二君
5番	齊藤鉄子君	6番	大城戸ツヤ子君
7番	武石辰久君	8番	小林　信君

○欠　席　議　員　　なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名

村長	小林悦次
主幹兼総務課長	小林　隆
住民福祉課長	伊藤精治
産業課長兼建設課長	武石　晋
主幹兼特別養護老人ホーム施設長	河村良満
診療所事務長	小林博隆
教育長	高橋　充
教育委員会事務局長	田村秀幸

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	小林雄幸
議会書記	小林京子

○村長提出議案の題目　　別紙のとおり

○議員提出議案の題目　　なし

○議　事　日　程

第1　会議録署名議員の指名

第2　会　期　の　決　定

第３　行　　政　　報　　告
第４　一　　般　　質　　問
第５　議案第１号　平成27年度上小阿仁村一般会計補正予算について
第６　議案第２号　平成27年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算について
第７　議案第３号　平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算について
第８　議案第４号　平成27年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計への繰入について
第９　議案第５号　上小阿仁村学校給食設置条例を廃止する条例について
第10　議案第６号　水槽付消防ポンプ自動車の購入契約の締結について
第11　陳　　情

○本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

○会議録署名議員の氏名
　　５番　齊　藤　鉄　子　君　　６番　大城戸ツヤ子　君

10時00分　開会

○議長（小林信）　おはようございます。

ただいまの出席議員は８名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成27年第４回上小阿仁村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあります。

諸般の報告

○議長（小林信）　日程に入る前に諸般の報告を行います。

この件につきましては、議員各位のお手元に文書を配布しておりますので、これにて諸般の報告といたします。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（小林信）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、５番　齊

藤鉄子君、６番　大城戸ツヤ子君を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（小林信）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から６月 18 日までの３日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林信）　異議なしと認めます。よって、会期は３日間と決定いたしました。

説明員の通告

○議長（小林信）　説明員の通告がありますので、報告いたします。

主幹兼総務課長、小林隆君。住民福祉課長、伊藤精治君。産業課長兼建設課長、武石晋君。主幹兼特別養護老人ホーム施設長、河村良満君。診療所事務長、小林博隆君。教育長、高橋充君。教育委員会事務局長、田村秀幸君。

日程第３　行政報告

○議長（小林信）　日程第３　村長より施政方針、行政報告についての発言を求められておりますので、これを許します。村長。

（小林悦次村長　登壇）

○村長（小林悦次）　最初に施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成 27 年第４回上小阿仁村議会定例会の開催にあたり、今後の村政の運営について、私の所信表明の一端を申し上げます。

私は、このたびの改選により、村民の皆様方から信任をいただきまして、村政を担うこととなりました。

上小阿仁村は、皆様、ご存知のとおり少子高齢化問題や木材産業の低迷、米を取り巻く環境の厳しさなど、なかなか明るい未来を見通せない状況の中で、我が村の舵取りをまかせられましたことは、身の引き締まる思いをいたしております。

上小阿仁村の首長として、村民の付託に応え、生活しやすい村、将来に希望の持てる村にするために懸命に取り組んでまいる所存であります。どうか、村議会議員の皆様、村民の皆様のご支援とご協力を心からお願いを申し上げます。

さて、先の選挙において、私が村民の皆様にお話をし、ご理解を求めてまいりましたことは、大きく３つになっております。

１つ目であります。誠実、そして堅実な行政運営について

①であります。声なき声にも謙虚に耳を傾け、公正、公平に対応します。

村の総合計画に位置付けております過疎地域自立促進計画については、本年度で計画年度が終わります。

今後、５カ年計画を策定することになります。併せて、秋田県との協働事業であります未来づくり協働プログラムと、国の重要施策の地方創生事業の大きな計画策定があます。策定にあたり、村民の方々の意見を聴かせていただくとともに、声なき声にも謙虚に耳を傾け、公正、公平に対応して、村民と一丸となって取り組んでいくべきものと思っております。

また、職員の現場主義を推進し、村民の方々に職員を知っていただき、行政が、村民の方々に一番近い上小阿仁村にするべきだと思っております。

②番　きちんとした目的を持って行政を進めていきます。

村の特徴である少子高齢化問題、そして、村の約９割を占める山林原野の活用、農林業政策、商工業政策、教育、福祉、医療について、村の現状と課題を精査して、その対策を５年、10年スパンの計画策定によって、毎年、計画的に実施していくことを公表するものであります。

村民に安心感と将来計画をたてやすくすることで、この村に希望が持てる対応をするものであります。

長野県の下條村というところは、人口約4,000人で、山林が７割を占め、昔は養蚕が盛んで、今は果樹や大根、ソバなどを栽培している所だそうであります。この村は、合計出生率が1.9人だそうです。全国平均が1.4人ですので、モデル的な村と言っていいと思います。

少子化を食い止めるために、役場職員や村民の意識改革からはじめて、若者夫婦用の住宅政策を行い、入居の条件を小さい子どものいる家族、近々結婚する人、消防団に加入する人を対象に家賃を安くしました。

子育て対策では、出産費用の補助、保育料の軽減、給食費の補助、医療費の無料化などです。

地域づくりの基本を人づくりとし、人づくりの基本は教育としています。下條村の成功は、特別な秘策があったわけではなく、一つひとつの課題に真正面から向き合って実行したとしております。

村と村民が一丸となったときに、人口の減少に歯止めがかかったとのことであります。参考にできることを取り入れ、上小阿仁村を何とかしなければならないというふうに思っております。

③番であります。ミエ、ムダを排し、持続可能な財政にしていきます。

５年、10年スパンの事業計画には、同時に財政計画が必要です。

村の長期的な歳入歳出や国、県の補助事業、起債計画によって、村の一般財源をできるだけ節約し、費用対効果の上がるものとして、長期的に、年度ごとのコンスタントな財政計画とするものであります。

不特定の大多数の村民の方々のサービス向上を考えた公共事業の執行で、村内企業を大切にしたものとするものであります。財政計画については、村の総合計画である過疎地域自立促進計画に基づいて、計画的な年度バランスのとれた予算執行をするものであります。

２番　生活できる村について

①番　村の木、山を動かし、働く場の確保を図ります。

村の現状については、約９割が山林原野で、その内の約７割が国有林です。民有林が6,000ヘクタールで、その内2,000ヘクタールが村有林となっております。

上小阿仁村は、これまで山によって生活をしてきました。

営林署で働く人達、植林、伐採、運搬、製材、木製品を作る人、木造の家を建てる人など、たくさんの人達が関わって山林を大切にしてまいりました。

先人は、山の手入れをして、良質の太い木にしております。それが今ストップしております。山に道路がないからだと言います。

昔は、歩いて山に行きましたが、今は、そのようなことをする人はまれで、木の搬出もソリなどを使用する人もまたおりません。山が捨てられている原因の大きなものとして、道路がなくて他人の林を通らなければならないからだと聞いております。個人対個人の調整が難しいと言います。道路ができれは、これまで道路から離れていたところの人達の捨てられていた山林の整備や伐採、植林、間伐が進みます。

木材単価については、急に上がるということはないと思いますが、事業費を下げることで、手元に残るお金を増やしたいと思います。そして、木材の活用を促進したいと思います。

山が動けば、人が動きます。人が動けば、経済が動きます。経済が動けば雇用が生まれます。

最近、直交集成板がヨーロッパで開発されております。クロス・ラミネテッド・テンパー、ＣＬＴというそうです。これは、木の板を縦横で直交に貼り合せて、厚さ9～20センチ、６メートル×16メートルの板を作り、壁や床、天井として使用されると言います。このため、断熱性、耐震性が確保されているとのことであります。海外では、10階建ての集合住宅として普及しているとのことです。村の公共施設について、木造の建築物で対応することができれば、木材需要を増やすことになります。国も、2020年の東京オリンピックの競技場や選手村の内外装に活用するように東京都に働きかけているとのことであります。

ＣＬＴが進めば、村の木材はさらに動きます。

この工場を上小阿仁村に建設したいという業者も出てきておりますので、応援をすることで雇用が生まれ、若い人が増えることを期待しております。

②番であります。農地の交換分合を進め、作業効率と所得の増を目指します。

農地の交換分合と換地による農地整備については、村が率先して対応すべきものと思っております。農家の中には、あちこちに農地を耕作している人がおります。移動に時間を要して、作業効率が悪い、水管理に大変に苦労をしていると聞いております。

これを水利組合単位で、農地を交換して、一地域で耕作ができるようになったら大変に便利になります。さらには交換分合をして、まとまった農地を 60 アール、１ヘクタールの大きな田んぼにできたならば、田植えや畦畔の草刈りが楽になるとともに、耕作面積も増えることになります。このようなシステムを構築する必要があります。

個人対個人では、権利や人間関係で対応が難しく進んでいませんので、土地改良区、農協、村がお手伝いして、対応していくことで実現可能になると思っております。

米作りについては、これまで転作制度があることによって、約６割の水田しか行われておりません。

農家の方々は、米作りのための機械や作業場、農地を持っております。ですから、作付面積が少しくらい増えても対応が可能です。水利等の整備されている地域での水稲栽培は容易にできてしまいます。米の流通、販売先の確保、価格が保障されているならば、いくらでも農家の方々は米作りができると思っております。

村は、台湾の萬巒郷と姉妹都市提携をしております。昨年、一昨年と萬巒郷を視察研修団が訪問しております。この時に、村からは上小阿仁村の白米と電気釜を持参しております。お米を美味しく炊いて、おにぎりを作って食べてもらったのであります。

栽培しているところがはっきりしていて、美味しくて、安全、安心なお米は少しくらい高くても売れると言います。国際交流と稲作栽培が、一歩前進をします。なお、電話ではありますけれども、今年の 10 月に萬巒郷から表敬訪問したいという旨の連絡が入っております。

③番であります。起業する人や事業拡大する人を全面的に支えます。

新たに起業する人や既存の企業者の要望について、話し合いを持つことから始める必要があると思っております。これまで、行政が関わる商売について、成功した例がないということであります。

行政が関わる場合、公平性や特殊性、要綱の制定等、種々の手続きに時間がかかりすぎ、民間企業ではとっくに終っていることをやっとスタートするという状況となります。これでは、業者の方々は敬遠をしてしまいますので、業者の要望を聞き入れて、一定の条件の基での対応を検討することで、村の産業発

展に寄与してもらうことがより良い方法と考えております。

働く場の確保による雇用拡大については、誘致企業は即効性をもっておりますので、今後もあらゆるところに声をかけてお願いしていかなければならないというふうに思っております。

④番です。野外生産試作センターを積極活用します。

野外生産試作センターについては、いろいろな機能と目的を持っております。農家の皆さんに良質な苗を安く供給することが重要であると思っております。

消費者ニーズに応じた品目の選定と事前に栽培出荷することで、市場ニーズを予測しながら、農家への普及を図ることも重要だと考えております。市場へのネームバリューと価格、出荷量の安定化の一助とします。

また、今後、枯渇してしまうと予想される山菜や、その他の作目の株の培養と増殖もまた重要となってきます。

特産品については、食用ほおずき、ズッキーニ、ベイナス、コハゼの加工品等が定着してきましたが、継続的に応援をしていかなければ次に続いていかないと考えております。

新しい特産品の開発も含めて、県や農協の指導を受けながら、これらに対応していくことが重要と考えております。

３番であります。生活しやすい村について

①番　村民の各種負担の軽減を図ります。

例えば、介護保険料については、これまでは、標準的な人は毎月 4,400 円であったものが、今年度からは 25%1,100 円アップして 5,500 円となっております。ちなみに、北秋田市は 5,577 円が４％、223 円アップして 5,800 円とのことであります。これは、３年間同額で実施されますので大変な問題となります。

在宅で介護を余儀なくされている家族には、介護報酬の支給をしていかなければ家庭が崩壊してしまいます。

全国で上小阿仁村だけが実施している特例居宅介護サービスをもっともっと村民に知ってもらう必要があります。

介護保険事業の中で、国、県の補助制度を適用して、自宅で家族が介護をしている場合に、家族に対して月額最高で 12 万円が支給されるものであります。やむを得ず介護を必要とする人の施設整備については、できるだけ自宅に近いところの施設で対応することが家族の負担を少なくします。しかしながら、入所するところが限られていることから待機の状態が続いて、遠いところでの施設に入所することとなっております。

必要な介護施設については、木造で整備をしていくことが村民の要望に応えることとなります。

年金生活者の救済については、高齢化率約 50%の秋田県一の上小阿仁村にと

っては、半分以上の方が年金生活者ということになります。特定の人の政策ではなく、大多数の不特定の人達のために公正、公平な対策を講ずることが行政の仕事だと思っております。年金生活者は、通帳に入ってくる年金を頼りにして生活しておりますが、残念ながら年金の金額は減少してきております。さらには、通帳から自動的に差し引かれる介護保険料は値上がりをしました。結果的に通帳に残される額は少なくなります。

必要経費がかさんでいる時に使えるお金が少なくなるということは大変なことであります。他の事業計画と併せて、対策を検討することが必要であると思っております。

②番であります。健康づくりを積極支援します。

病気にならない生活習慣の実施については、上小阿仁村で対応しなければならない最も重要なものの一つであります。

健康であってもらうための施策が必要です。

健康で楽しく生活していただくものであります。

健康で生活することが、いかに社会貢献しているかを認識してほしいと思います。

例えば、介護保険事業では、要介護度５の場合、上限額で月約36万円の負担を皆さんでしていることになります。また、病気等で入院手術をすると、病院に月100万円あまりの医療費を支払うこととなります。

これは、それぞれの保険事業によって自己負担は少ないわけでありますけれども、残りの部分を村民が保険料や保険税という形で負担しております。

健康維持のために事業の予算配分を検討するべきと思っております。健康には、肉体的な健康と精神的な健康があります。都会では、スポーツクラブや文化クラブに入会金や月謝を支払って健康維持を図っております。

村の体育施設の有効活用を図り、健康維持のためスポーツを振興する必要があります。

病気で医療費にお金を支出するのではなく、予防をしなから汗を流して楽しむことに支援をします。

スポーツ施設や集会施設の活用によって、健康な村民でいてもらうことが、最終的には村民の負担を少なくします。

③番であります。冬期間の共同生活施設の整備を図ります。

どしても多少の介護を必要とする人につきましては、冬の間、共同生活できる施設の整備を検討します。

共同生活施設の１階には老人の方々が居住し、２階には若い人達のアパート形式の居住室を木造で建設するものであります。老人と若者の共同生活施設については、老人の方々はどうしても春になると自宅に戻る人も出てきますので、

居室等に村を訪れてきている大学生等の研修や合宿施設として活用していきたいと考えております。１階の共同利用施設の部分で、毎日、顔を合わせることになりますので、若者同士、老人と若者、訪問者と若者の交流の場となります。出会いの場が広がることで、幸せが訪れて、少子高齢化対策の一助になってくれるものと期待をしているものであります。

さらには、合宿等の学生や教授の指導が小中学生や地元学校の先生にも良い影響を与え、子ども達の学力向上とスポーツ技術のレベルアップにつながるものと思っております。

④番です。通勤、通学、奨学金制度の充実を図ります。

村の子ども達が、向学心に燃えて進学する場合、村外に行くこととなります。通学、宿泊と大変な負担を家族が負うことになります。例えば、バス通学については、バス料金が高いこと等もあって、親御さんが自家用車で送迎をしております。バス利用については、路線バスの運行をしていただいており、赤字の部分についてバス会社に補助金が支出されております。

赤字分の補助をバス業者に支払うよりは、赤字分を、バスを利用する村民に補助する政策が村民のためになると考えています。

また、教育立村を提唱してきた当村にとって、優秀な人材に帰ってきてもらえるシステムを創ることが必要です。例えば、勉強したくても学校に行けない人がおります。奨学金等を活用して学校に行きますが、卒業後、すぐに償還が始まります。社会人になったばかりで、給与の安い時に奨学金の償還は大変なものとなります。村に居住し、仕事をしていただける人達については、償還金の減免措置の検討をするべきと考えております。

一生懸命に勉学に励み、そして村で活躍していただけるならば、村にとって、家族にとって、大変なメリットがあると考えております。年数はかかりますが、短期的なもの、中期的なもの、将来につながる施策を講ずることこそが、最終的には村民のためになると思っております。

⑤番であります。教育、福祉、医療の一層の充実を図ります。

先人の方々が、2,000 ヘクタールの村が持っている山林を活用して、大きな収入とした経緯があります。以前、財政難にもかかわらず上小阿仁村では学校を建てたと聞いております。建設のために村有林の木を伐採して、それを売ったということです。他の町村からは、財政難の時ですので、教育のために貴重な財源を充当したということで、上小阿仁村は教育の村だということになったそうであります。

また、県北から唯一秋田市の高校に行けたのが上小阿仁村であります。先人は行きたい学校に行けるようにしておりました。上小阿仁村は、こういうことからも教育立村を提唱していたのではないかというふうに思っております。

先人は、第一番に、村民を大切にする精神に基づいた村づくりをしてきたのだと思っております。これは、いわゆる米百俵の精神に通じる政策であったと思っております。米百俵については、新潟の長岡藩が財政的に立ち行かなくなった時に米百俵が届けられました。この時、長岡藩の大参事、今の副知事でありました小林虎三郎は、米をお金に換えて学校を建てました。

これは、国が栄えるのも、ことごとく人にあるとの考から、食えないからこそ学校を建て、人物を養成するのだとしたものであります。空腹の一時しのぎのために米を配るのではなく、学校を建てて、子ども達を育てることで、今の米百俵を将来の１万俵、100 万俵にするとしたものであります。米俵では計り知れない尊いものとなり、その日暮らしから長岡を立ち直らせたい、新しい日本を創りたいとした考え方の米百俵の施策であります。

賢い人は、空腹の時に魚の食べ方を教えるのではなく、魚の取り方を教えると言います。もしかすると、今は１歩進んで魚の育て方を教える時かもしれません。さらには、育てた魚を販売することだと思っております。

私も、この精神に基づく村づくりのために仕事をさせていただきたいというふうに思っております。

４．終わりになります。

最後になりますが、課題が解決して、村民が精神的、物質的に豊かになり、公正、公平で楽しい生活のできることを、先人も、今も、将来の人も、求めていることだと思っております。

村の将来計画を村民の意見、要望を取り入れながら、村のため、村民のために策定することこそが重要であると思っております。

これまで述べたとおり、首長が基本方針を示すことで、皆さんに判断をしていただいて、皆様の声が反映された事業計画と財政計画を策定することだと思っております。村民に安心感と希望を持ってもらう対応が必要であると思っております。

１人の力は小さいものですけれども、２人になれば２倍ではなく、３倍にも４倍にもなると信じております。

皆様と共に力を合わせて、この村に新しい風を吹かせ、より良い村を皆でつくっていきたいと考えております。

重ねて、村議会議員の皆様、村民の皆様のご支援とご協力を心から強くお願いするものであります。